

旭川空港における「特定利用空港」への対応について

1 これまでの経緯

国から本市、東神楽町等に対して、旭川空港を「特定利用空港」にしたいとの説明があり、自衛隊や海上保安庁が平素から空港を円滑に利用できるよう、「円滑な利用に関する枠組み」を国と本市で確認することについて依頼があった。

本市としては、国に対する確認や要請のほか、空港周辺地域の住民への説明、市民向け説明会の開催、東神楽町への意見照会などの対応を行ってきた。

(主な経過について)

- 6月25日 国から本市、東神楽町等に特定利用空港に係る説明
- 11月11日 国から本市に「円滑な利用に関する枠組み」の確認の依頼
- 11月27日 本市議会総務常任委員会へ報告
- 11月28日 北海道エアポート(株)へ報告
- 12月 3日 本市から東神楽町へ意見照会
- 12月24日 空港周辺地域の住民説明(資料の配付等)
- 1月16日 市民説明会の開催

2 対応方針

本市としては、旭川空港が特定利用空港になることについて、次の考え方により同意に向けた手続を進める。

- ・旭川空港における特定利用空港の取組は、自衛隊や海上保安庁が、厳しい安全保障環境を踏まえた対応や災害時の対応等をより迅速かつ安全に行うことにつながる。
- ・平素の訓練等を通じて自衛隊や海上保安庁が旭川空港の特性を習熟することで、市民や周辺自治体の住民の安全と、自衛官や海上保安官の安全につながる。
- ・民生利用を主としつつ、自衛隊や海上保安庁のニーズも考慮されることで、旭川空港の整備の重要性を高めることが期待される。

3 今後のスケジュール(予定)

- ・2月下旬 国に対する回答
- ・3月末以降 国において特定利用空港追加の公表